

昭和二十九年国家公安委員会規則第十四号

警察表彰規則

警察表彰規則を次のように定める。

(二)の規則の目的

この規則は、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第七十条の規定に基づき、警察職員の表彰に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 表彰は、次のとおりとする。

(表彰の種類)

一 警察勳功章

二 警察功勞章

三 警察功績章

四 賞詞

五 賞状

六 賞譽

七 警察協力章

八 感謝状

2 警察勳功章は、警察職員として特に抜群の功勞があり一般の模範となると認められる者に対し授与する。

3 警察功勞章は、警察職員として抜群の功勞があり一般の模範となると認められる者に対し授与する。

4 警察功績章は、警察職員として特に顕著な功勞があると認められる者に對して授与する。

5 賞詞は、警察職員として多大な功勞があると認められる者に對して授与する。

6 賞状は、警察職務遂行上顕著な業績があると認められる者に對して授与する。

7 賞譽は、警察職員として功勞があり、若しくは成績が優秀であると認められる者に對して、又は業績が優秀であると認められる部署に對して授与する。

8 警察協力章は、次の各号に掲げる事項について、特に顕著な功勞があると認められる警察部外の者に對して授与する。

一 犯罪の予防  
二 被疑者の逮捕  
三 人命救助  
四 水火災その他の災害又は変事における警戒、防護又は救護  
五 前四号に掲げるもののほか、警察又は警察職員に対する協力  
6 感謝状は、前項各号に掲げる事項について、功勞があると認められる警察部外の者又は団体に對して授与する。

(副賞)

第三条 前条の表彰には、賞金その他の副賞を付与することができる。

(賞じゆつ金)

第四条 警察職員が、危害を加えられ又は灾害を被ることを予断できるにかかるらず、これを顧みることなくその職務を遂行したことに基づいて、危害又は灾害を受け、そのため障害の状態になり、又は死亡し、第二条第二項から第五項までに該当して警察勳功章、警察功勞章、警察功績章又は賞詞を授与された場合においては、賞じゆつ金を付与することができる。

(賞じゆつ金の種類等)

第五条 前条の賞じゆつ金の金の種類及び金額は、別表第一に定めるとおりとする。

(殉職者特別賞じゆつ金)

第五条の二 前二条の規定にかかるらず、警察職員が上官の命を受けて特に生命の危険が予想される地域に出動し、危害を加えられ又は灾害を被ることが予断できるにかかるらず、生命の危険を顧みることなくその職務を遂行したことに基づいて危害又は灾害を受けた結果死亡し、第二条第二項から第五項までに該当して警察勳功章、警察功勞章、警察功績章又は賞詞を授与された場合においては、賞じゆつ金を付与することができる。

二項に該当して警察勳功章を授与された場合においては、三、〇〇〇万円以下(当該警察職員が

警察庁の職員又は地方警務官(警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官のうち、その者は又はその者の遺族が当該事案に關し都道府県から金員を交付されるもの以外のものをいう。別表第一において同じ。)である場合にあつては、六、〇〇〇万円以下の殉職者特別賞じゆつ金を付与することができる。

二 殉職者特別賞じゆつ金の減額については、別表第一備考七の規定を準用する。

(表彰授与者)

第六条 警察勳功章、警察功勞章及び警察協力章は、警察庁長官が授与する。

2 警察功績章、賞詞、賞状及び賞誉は、警察庁長官、皇宮警察本部長、管区警察局長、東京都警察情報通信部長、北海道警察情報通信部長、警視総監、道府県警察本部長又は方面本部長が所部の警察職員又は所属の部署に對して授与する。

3 警察功績章、賞詞及び賞状は、警察庁長官又は管区警察局長が所部の警察職員以外の警察職員又は所属の部署以外の部署に對して授与することができる。

4 感謝状は、第二項に定める者が授与することができる。

5 賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金は、警察庁長官が付与する。

(死亡又は退職時の表彰)

第七条 表彰を受けるべき者が、表彰前に死亡又は退職したときは、生前又は退職の日に遡つて表彰する。

(殉職者賞じゆつ金等の給付)

第八条 殉職者賞じゆつ金又は殉職者特別賞じゆつ金は、警察職員の遺族に給付するものとし、その遺族の範囲及び給付を受ける順位等については、國家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第一百九十一号)第十七条の五及び第十七条の六第二項の規定の例による。

(警察勳功章等の着用等)

第九条 警察勳功章、警察功勞章及び警察功績章は、本人に限り終身着用することができ、その遺族は、これを保存することができる。

2 警察勳功章、警察功勞章及び警察功績章は、上衣の右胸に着けるものとし、警察官又は皇宮護衛官が制服を着用するときは、常にこれを着けるものとする。ただし、服務上支障のあるときは、この限りでない。

3 明治四十三年勅令第四百三十八号により警察官吏及び消防官吏の功勞記章を、昭和十九年勅令五百号により警察功勞記章若しくは警察功績章を、昭和二十三年国家公安委員会規則第百九十八号により警察功勞章若しくは警察功績章を、又は市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会の定めるところにより警察功勞章若しくは警察功績章を授与された者は、それぞれ、前項に準じてこれを着けることができる。

(警察勳功章等の返納等)

第十条 警察勳功章、警察功勞章又は警察功績章を授与された者が、禁錮以上の刑に処せられ、又は懲戒免職の処分を受けたときは、これを返納させ、警察職員にふさわしくない非行のあつたときは、これを着けることを停止し、又はこれを返納させることができる。

(警察勳功章等の形状、制式)

第十一條 警察勳功章、警察功勞章、警察功績章及び警察協力章の形状及び制式は、別表第二のとおりとする。

(雜則)

第十二条 この規則に定めるものほか、警察職員の表彰に關し必要な事項は、警察庁長官が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十三年三月一九日国家公安委員会規則第一号)

この規則は、昭和三十三年四月一日から施行する。

一 殉職者賞じゆつ金	賞じゆつ金の種類
(一) 殉職に係る事案について特に抜群の功労があり、一般の模範となると認められる者に係るもの	二、五一〇万円
(二) 殉職に係る事案について抜群の功労があり、一般の模範となると認められる者に係るもの	一、八七〇万円

**附 則**（昭和四二年四月一日國家公安委員會規則第一号）  
この規則は、昭和四十一年四月一日から施行する。

(三) 殉職に係る事案  
 者に係るもの

(四) 殉職に係る事案  
 係るもの

金  
栄について特に顕著な功勞があると認められる者に

一、三六〇万円以下  
九〇〇万円以上

(四) 殉職に係る事案について特に顕著な功労があると認められる者に係るもの	九〇〇万円以上 三六〇万円以下
一 障害者賞じゅつ金	
(一) 障害(人事院規則一六一〇(職員の災害補償))(以下この表において「規則一六一〇」という。別表第五に定める第一級から第八級までの障害等級に該当する障害をいう。以下同じ。)に係る事案について抜群の功労があり、一般の模範となると認められる者に係るもの	
1 障害の程度が第一級のもの	八七〇万円 五五〇万円
2 障害の程度が第二級のもの	三六〇万円 二一〇万円
3 障害の程度が第三級のもの	二一〇万円 〇三〇万円
4 障害の程度が第四級のもの	九〇〇万円 七六〇万円
5 障害の程度が第五級のもの	六四〇万円 六四〇万円
6 障害の程度が第六級のもの	
7 障害の程度が第七級のもの	
8 障害の程度が第八級のもの	
(二) 障害に係る事案について特に顕著な功労があると認められる者に係るもの	
1 障害の程度が第一級のもの	一、三六〇万円以下 一、七九〇万円以下 一、二一〇万円以下 一、七一〇万円以上 〇七〇万円以下 六四〇万円以上 九五〇万円以下 五五〇万円以下 八二〇万円以下 四一〇万円以上 五九〇万円以下 三四〇万円以上 四九〇万円以下
2 障害の程度が第二級のもの	
3 障害の程度が第三級のもの	
4 障害の程度が第四級のもの	
5 障害の程度が第五級のもの	
6 障害の程度が第六級のもの	
7 障害の程度が第七級のもの	
8 障害の程度が第八級のもの	

			金色径一・八センチ
裏面	その他の部分	色	メートル
		銀色と金色の重光	銀色
	紫紺色七宝		
	銀		
		銀	金色
		銀	銀色
		銅	
		銅	
		銀	紫色七宝
			金色

略章は、警察勳功章については、縦二七ミリメートル、横二二ミリメートルとし、警察功労章、警察功績章及び警察協力章については、縦二〇ミリメートル、横一五ミリメートルとする。